

平成5年度公営住宅標準工事費等について（依命通達）

（平成5年6月25日
建設省住建発第89号
建設事務次官通達）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第7条第4項（第8条第2項において準用する場合を含む。）及び第8条第5項の規定に基づき、平成5年度の公営住宅の標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費が別途のとおり定められたので、命により通達する。

おって、貴管下事業主体にも周知徹底されたい。

平成5年度公営住宅標準工事費等

平成5年度における公営住宅に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第7条第4項（第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準工事費並びに同法第8条第5項に規定する標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、次のとおりとする。

第1 標準工事費等の構成

標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、第2以下の規定により算出した工事費、補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用にそれぞれ附帯事務費を加えた額とする。

第2 公営住宅建設事業、災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業における工事費

公営住宅建設事業（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。）、災害公営住宅建設事業（公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。）及び既設公営住宅復旧事業（公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。）の工事費は、主体工事費及び附帯工事費（特定工事費を除く。以下「主体附帯工事費」という。）並びに特定工事費とする。

第3 主体附帯工事費

主体附帯工事費は、別表第1に掲げる区分に従い、公営住宅の戸数に1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

第4 主体附帯工事費の特例

1 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

公営住宅の種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産公営住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に12㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に12㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費として、第3の規定を適用するものとする。ただし、当該事業主体の建設する他の構造の公営住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合にお

いて、建設大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} \cdot Ci \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$ のときは $\sum Ci \cdot Ai$ とする。

D：主体附帯工事費

Bi：別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積（ただし、当該構造の公営住宅の平均床面積が標準床面積未満の場合には当該標準床面積に12㎡を加えたもの）

Bi'：構造別ごとの1戸当たり平均床面積（ただし、当該構造の公営住宅の平均床面積が標準床面積未満の場合には当該平均床面積に12㎡を加えたもの）

Ci：別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai：構造別ごとの公営住宅の戸数

（iは構造別を示す添字である）

2 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとして、第3の規定を適用するものとする。

3 主体附帯工事費を増額する場合

次の一に該当する場合においては、建設大臣が必要と認めるときは、第3の規定にかかわらず、主体附帯工事費は、第3の規定により算出した額にそれぞれ下表に掲げる額以内で建設大臣の認定した額を加算した額とする。

区 分	加 算 額
イ 特殊基礎工事を行う場合	一戸当たり 2,892,000円
ロ 量産公営住宅、心身障害者世帯向公営住宅、老人同居世帯向公営住宅、多家族向公営住宅及びへによってエレベーターを設ける公営住宅で、種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が実施上別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく越える場合	一戸当たり 3,042,000円
ハ 農山漁村向公営住宅に作業場を設ける場合	構造に応じて別表2に掲げる1㎡当たり工事費に作業場の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額
ニ 集会室を設ける場合	一件当たり 25,038,000円
ホ シルバーハウジング・プロジェクト制度により生活相談・団らん室を設ける場合	一件当たり 25,038,000円
ヘ 5階建ての中層住宅及び老人対策のた	一件当たり 25,038,000円

めの公営住宅又は心身障害者世帯向公営住宅を含む中層住宅（3階建及び4階建）においてエレベーターを設ける場合	
ト シルバーハウジング・プロジェクト制度により緊急通報システムを設ける場合	一戸当たり 1,272,000円
チ 公共建築物、店舗等が併存する場合	一戸当たり 1,272,000円
リ 試作住宅の工事を行う場合	一戸当たり 1,272,000円
ヌ ヒロティ、屋上遊園等を設ける場合	一戸当たり 1,272,000円
ル 多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において雪害防除のために必要な工事を行う場合	一戸当たり 1,734,000円
ヲ 特殊屋外附帯工事を行う場合	一戸当たり 1,332,000円 (ただし、合併処理浄化槽を設ける場合にあっては、2,112,000円)
ワ 老人同居世帯向公営住宅等の老人対策のための公営住宅又は心身障害者世帯向公営住宅で、特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合	一戸当たり 2,502,000円
カ 過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第6項の規定により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で貸金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	一戸当たり 2,502,000円
ヨ その他特別の事情がある場合	一戸当たり 2,502,000円

4 北海道において燃料庫を設ける場合

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別ごとの1戸当たり主体附帯工事費に264,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、264,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、第3の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満のときは、燃料庫の床面積から当該床面積差を控除するものとする。

第5 特定工事費

特定工事費は、建設大臣が認定した額とする。

第6 既設公営住宅復旧事業における補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用
既設公営住宅復旧事業の補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用は、建設大臣が認定した額とする。

第7 附帯事務費

附帯事務費は、第3から第6までの規定により算出した公営住宅の種類別ごとの主体附帯工事費、特定工事費、補修に要する費用又は宅地の復旧に要する費用に、別表第3の区分に従い同表に掲げる附帯事務費の算出割合を乗じて得た額とする。

第8 金額の整理

主体附帯工事費、特定工事費、補修に要する費用、宅地の復旧に要する費用及び附帯事務費を第3から第7までの規定により算出するに当たっては国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の2の場合にあっては3で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費一覧表
(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	第一種		第二種	
		1戸当たり 標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり 主体附帯工事費 千円/戸	1戸当たり 標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり 主体附帯工事費 千円/戸
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	69.3	10,420	66.0	9,930
			9,200		8,760
			8,850		8,430
			8,580		8,160
			10,800		10,290
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	73.9	11,670	70.6	11,160
			10,300		9,840
			9,950		9,510
			9,630		9,210
			12,190		11,640
耐火構造平家建	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	69.3	11,800	66.0	11,250
			10,410		9,930
			10,110		9,630
			9,720		9,240
			12,250		11,670
耐火構造2階建	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	73.9	12,600	70.6	12,030
			11,120		10,620
			10,790		10,320
			10,370		9,900
			13,080		12,510
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	79.5	12,580	76.2	12,060
			11,490		11,010
			11,150		10,680
			10,760		10,320
			13,830		13,260
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	79.5	13,020	76.2	12,480
			11,810		11,310
			11,450		10,980
			10,960		10,500
			14,030		13,440
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	79.5	11,920	76.2	11,430
			10,810		10,350
			10,480		10,050
			10,030		9,630
			12,850		12,300
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	94.3	14,220	91.0	13,710
			12,450		12,000
			12,810		12,360
			11,570		11,160
			15,260		14,730
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	94.3	16,010	91.0	15,450
			14,020		13,530
			14,380		13,860
			13,000		12,540
			17,160		16,560
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	94.3	17,180	91.0	16,590
			15,050		14,520
			15,430		14,880
			13,950		13,470
			18,410		17,760

高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	94.3	18,880 16,530 16,950 15,330 20,230	91.0	18,210 15,960 16,350 14,790 19,530
高層耐火構造 (地上階数20階～)	特 別 大 都 市 多 雪 寒 冷 一 奄 般 美	98.8	23,740 20,790 21,310 19,270 25,440	95.5	22,950 20,100 20,610 18,630 24,600

(北海道)

構造別	地区別	第一種		第二種	
		1戸当たり標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり主体附帯工事費 千円/戸	1戸当たり標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり主体附帯工事費 千円/戸
木造平家建及び準耐火構造平家建	特別一般	70.9	12,250 11,410	67.6	11,670 10,890
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別一般	75.5	12,580 11,940	72.2	12,030 11,430
耐火構造平家建	特別一般	70.9	13,030 12,410	67.6	12,420 11,850
耐火構造2階建	特別一般	75.5	13,470 12,830	72.2	12,870 12,270
中層準耐火構造 (地上階数3階)	燃料庫付	81.1	特別一般	77.8	13,380 12,690
	暖房設備付		特別一般		14,300 13,560
中層耐火構造 (地上階数3階)	燃料庫付	81.1	特別一般	77.8	13,860 13,020
	暖房設備付		特別一般		14,790 13,910
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	燃料庫付	81.1	特別一般	77.8	12,780 12,030
	暖房設備付		特別一般		13,660 12,840
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	95.9	特別一般	92.6	14,760 13,650
	暖房設備付		特別一般		15,580 14,410
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	95.9	特別一般	92.6	16,560 15,300
	暖房設備付		特別一般		17,390 16,080
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	95.9	特別一般	92.6	17,610 16,290
	暖房設備付		特別一般		18,470 17,080
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	95.9	特別一般	92.6	19,200 17,730
	暖房設備付		特別一般		20,070 18,560
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	100.4	特別一般	97.1	23,790 21,990
	暖房設備付		特別一般		24,880 23,000

公営住宅 (沖縄)

構造別	第一種		第二種	
	1戸当たり標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり主体附帯工事費 千円/戸	1戸当たり標準床面積 ㎡/戸	1戸当たり主体附帯工事費 千円/戸
木造平家建及び準耐火構造平家建	69.3	10,410	66.0	9,920
木造2階建及び準耐火構造2階建	73.9	11,670	70.6	11,160
耐火構造平家建	69.3	11,640	66.0	11,080
耐火構造2階建	73.9	12,420	70.6	11,880
中層準耐火構造(地上階数3階)	79.5	13,230	76.2	12,680
中層耐火構造(地上階数3階)	79.5	13,500	76.2	12,960
中層耐火構造(地上階数4~5階)	79.5	12,360	76.2	11,840
高層耐火構造(地上階数6~8階)	94.3	14,490	91.0	14,000
高層耐火構造(地上階数9階~)	94.3	16,350	91.0	15,760

(北海道, 沖縄以外の地域)

地区名	地域
特別地区	首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による既成市街地及び近郊整備地帯, 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による既成都市区域及び近郊整備区域, 離島振興法(昭和28年法律第72号)による離島振興対策実施地域, 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)による特別豪雪地帯
大都市地区	東京, 大阪, 埼玉, 千葉, 神奈川, 静岡, 愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。), 茨城, 栃木, 群馬, 山梨の4県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。), 滋賀, 奈良, 和歌山, 三重の4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。), 滋賀, 岐阜, 三重の3県(中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市整備区域及び都市開発区域に限る。), 京都, 兵庫の1府1県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森, 岩手, 秋田, 山形, 福島, 長野, 新潟, 富山, 石川, 福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。), 宮城県, 栃木県(日光市及び塩谷郡栗山町に限る。), 群馬県(沼田市, 特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。), 山梨県, 岐阜県(高山市, 郡上郡, 益田郡, 揖斐郡藤橋村, 特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。), 滋賀県(坂田郡伊吹町, 伊香郡木之本町, 同西浅井町, 高島郡マキノ町, 同今津町及び同朽木村に限る。), 京都府(福知山市, 舞鶴市, 綾部市, 宮津市, 北桑田郡美山町, 天田郡夜久野町, 加佐郡, 与謝郡, 中郡, 竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。), 兵庫県(豊岡市, 城崎郡, 出石郡, 美方郡, 養父郡及び朝来郡和田山町に限る。), 鳥取県, 島根県(浜田市, 益田市, 江津市, 漣摩郡を除く。)
奄美地区	鹿児島県(名瀬郡及び大島郡に限る。)
一般地区	上記以外の地域

(北海道)

地区名	地域
特別地区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2 作業場1㎡当たり工事費

構造別	1㎡当たり工事費
木造平家建及び準耐火構造平家建	129,000円/㎡
木造2階建及び準耐火構造2階建	138,000円/㎡
低層耐火構造	141,000円/㎡
中層準耐火構造	141,000円/㎡
中層耐火構造	141,000円/㎡
高層耐火構造	160,000円/㎡

別表第3 附帯事務費の算出割合

(1) 公営住宅建設事業

(イ) 主体附帯工事費

(北海道、沖縄以外の地域)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額 千円	附帯事務費の算出割合	
	都府県	市町村%
0～ 95,000		4.60
95,001～ 100,000		4.50
100,001～ 188,000		4.40
188,001～ 200,000		4.30
200,001～ 295,000		4.20
295,001～ 314,000		4.10
314,001～ 444,000		4.00
444,001～ 469,000		3.90
469,001～ 620,000		3.80
620,001～ 664,000		3.70
664,001～ 859,000		3.60
859,001～ 915,000		3.50
915,001～ 1,510,000		3.40
1,510,001～ 1,690,000		3.30
1,690,001～ 1,880,000		3.20
1,880,001～ 2,070,000		3.10
2,070,001～ 2,750,000		3.00
2,750,001～ 3,010,000		2.90
3,010,001～ 3,760,000		2.80
3,760,001～ 4,130,000		2.70
4,130,001～ 5,900,000		2.60
5,900,001～ 6,450,000		2.50
6,450,001～10,300,000		2.40
10,300,001～11,300,000		2.30
11,300,001～27,800,000		2.20
27,800,001～32,100,000		2.10
32,100,001～51,400,000		2.00
51,400,001～56,800,000		1.90
56,800,001～85,700,000		1.80
85,700,001～97,500,000		1.70
97,500,001～		1.60

(ロ) 特定工事費

事業主体の当該事業における特定工事費の合計額のいかんにかかわらず、附帯事務費の算出割合は2.6%とする。

(2) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における工事費の合計額のいかんにかかわらず、附帯事務費の算出割合は3.3%とする。

(北海道)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額 千円	附帯事務費の算出割合	
	道%	市町村%
0～ 19,700		3.00
19,701～ 21,300		2.90
21,301～ 58,200	3.00	2.80
58,201～ 64,300		2.70
64,301～ 163,000		2.60
163,001～ 178,000		2.50
178,001～		2.40

(沖縄)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額 千円	附帯事務費の算出割合	
	県%	市町村%
0～ 60,100		4.10
60,101～ 66,400		3.90
66,401～ 101,000	3.00	3.70
101,001～ 112,000		3.50
112,001～ 200,000		3.40
200,001～ 226,000		3.20
226,001～ 407,000		3.00
407,001～ 469,000		2.80
469,001～ 1,030,000		2.70
1,030,001～ 1,200,000		2.50
1,200,001～ 2,360,000		2.30
2,360,001～ 2,780,000		2.10
2,780,001～		2.00

平成5年度における公営住宅土地取得造成費の標準価額について

(平成5年6月7日
建設省住総第98号
建設事務次官通達)

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第12条の2第3項に規定する平成5年度における公営住宅の建設のための土地の取得等に係る標準価額(以下「標準価額」という。)は、次のとおりとする。

第1 1戸当たり標準価額

1戸当たり標準価額は、地区ごとに別表第1に定める価額とする。

第2 地区の区分

別表第1に掲げる地区の区分は、別表第2のとおりとする。

第3 標準価額の特例

1 団地の敷地が2以上の地区にまたがる場合

団地の敷地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがる場合において、当該団地の敷地の相当の部分が1戸当たり標準価額の高い地区に属するときは、別表第1の適用に当たっては、その団地の敷地の全部が1戸当たり標準価額の高い地区に属するものとする。

2 標準価額の特例

次の各号に定める場合は、それぞれ各号に定める地区区分に属するものとみなして適用した標準価額とする。この場合において、別表第1のI地区の1段階上位を「特II」、2段階上位を「特I」、3段階上位を「大都市特別」とし、それぞれ別表第3に定める価額を適用するものとする。

- 一 当該住宅が、平成2年10月実施の国勢調査報告における人口集中地区(以下「D I D地区」という。)に立地する場合は、1段階上位の地区
- 二 当該住宅が、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく重点供給区域内に立地する場合は、2段階上位の地区(D I D地区についてはさらに1段階上位の地区)
- 三 当該住宅が、昭和60年4月5日付け建設省住建発第54号建設省住宅局長通達に定めるコミュニティ公営住宅である場合は、2段階上位の地区

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
群馬県				群馬町	岡市 藤新市 吉井町 境町 五井町 新田町 大泉町 大島町	鬼石町 下田町 水戸町 尾島町 登野町 大明町 千代町	榛名町 箕郷村 子持村 榛原町 吉田町 中井町 嬬恋町 月夜野町 赤松町 板倉町	万寿町 長野町 白根町 方田町 新治町 昭和村	小野上村 砂梨町 南牧村	
埼玉県	川口市 浦和市 大宮市 所沢市 狭山市 上野市 越谷市 志木市 戸田市 朝霞市 和光市 川口市 浦和市 大宮市 所沢市 狭山市 上野市 越谷市 志木市 戸田市 朝霞市 和光市	熊谷市 加須市 本庄市 東松山市 鴻巣市 久美町 伊奈町 吹上町 毛呂山町 越谷市 日清市 嵐山町 宮島町 栗原町 杉本町 庄	羽生市 小川町 鳩山町 根元町 松伏町	秩父市 寄居町 吉井町 草津町 喜羅町	都幾川村 玉上町 蕨町 川本町 北川町	皆野町 長瀨町 小幡町 俱利伽羅町 花川里町	荒川村 美里町 神河町 南河原村	名栗村	吉田町 栗原村 神泉村	左記以外の町村

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
埼玉県	坂戸市 大井町 三郷町 鶴岡町									
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 習志野市 市川市 野田市 流山市 市川市 船橋市 習志野市 市川市 野田市 流山市	津市 木更津市 成田市 野田市 成田市 野田市 成田市 野田市 成田市 野田市 成田市 野田市 成田市	館山町 八街町 栄町 成田町 一宮町	銚子市 佐原市 鴨川町 御宿町 大網町 銚子市 佐原市 鴨川町 御宿町 大網町	関宿町 九十九町 松島町 富田町 天沼町 小湊町	八日市町 旭町 下総町 小糸町 多賀町 飯沼町 芝山町 蓮花町 白井町 白井町	本庄町 東海町 光武町 野田町 山崎町 神楽町 芳山町 三和町	印旛村 長多町 真崎町	山田町 栗原町	左記以外の町村
東京都	港区 千代田区 中央区 港区 目黒区 世田谷区 豊島区 東区 台東区 墨田区 荒川区 板橋区 練馬区 杉野区 武蔵野市 三鷹市 小平市 国分寺市 日野市 東大塚市 東久留米市 東武蔵野市 三鷹市 小平市 国分寺市 日野市 東大塚市 東久留米市 東武蔵野市	秋川町 瑞穂町 五日市町				檜原村 奥多摩町		利島村 新島村 神代村 御殿場町 八雲町 青ヶ島町 小笠原村	三守村	左記以外の町村

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
東京都	保谷市市和米市 船大久留市市 真久蔵市市 武蔵野市市 羽村市市	小田原市市 三浦市市 南足柄市市 三浦市市 秦野市市 松戸市市 葛飾市市 荒川市市 江戸市市 大塚市市 豊島市市 目黒市市 世田谷市市 杉並区 大田区	中井町 大山町 真鶴町 湯河原町 清久保町 相模原市 相模原市		箱根町					左記以外の 町村
神奈川県		新海田市	長岡市市 三浦市市 津島町	西津島市市 相模原市市 新加藤市市 加藤市市 鎌倉市市 藤沢市市 相模原市市	谷市市 千代田市市 小見川市市 柳屋市市 新井市市 五日市市 白根市市 横田市市 吉田町	水原町町 豊浦町町 中須賀町町 小糸町町 谷本町町 巻田町町 中越町町 与野町町	加治川村 岩室川町 西条町町 津島町町 三浦町町 出雲町町 寺郷町町 神奈川町 大磯町町	安田郷村 ヶ瀬村 龍雲寺村 安立郷村 三浦村 黒川村 味方村 湯島村 月田村 下田村 和島村	左記以外の 町村	

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
新潟県						湯之谷村 塩沢町 佐和田町	川口町町 小出町町 大和町町 大塚町町 能登町町 官能町町 栗山町町 金井町町 小野町町	頸城村 荒川町町 山北町町 畑野町	守門村 入川町町 西田町町 津島町町 中羽村 羽林村 神林町 羽茂町 赤泊村	左記以外の 町村
富山県			富山市	魚津市	高岡市市 氷見市市 小矢部市	新津市市 滑川市市 入部町町 婦中町町 小矢部町町 大門町町 福野町町	大沢野町 上市町町 立山町町 朝日町町 入城町町 福岡町町	大山村 床川町	舟橋村 宇奈根村 細下平村	左記以外の 町村
石川県		樂島市 金沢市	野々市町	加賀市市 松任市市 山中町	七尾市市 小松市市 羽咋市市 鶴岡市市 内能町町	根上町町 寺井町町 津川町町 津幡町町 七尾町町 志賀町町 穴内町町	高松町 富来町	犀川町町 津田町町 津田町町 中津川町町 鹿島町町 鹿野町町 柳田村	河内村 白旗村 門前町	左記以外の 町村
福井県		福井市	敦賀市市 小浜市市 越前市市		武生市市 江原市市 鯖江市市	大野市市 山岡町町 三国町町 津町町 三宅町町 丸岡町町 春江町町	永平寺町 坂井町町 立花町町 今庄町町 金沢町町 河野町町 日野町町	三方町 上中町 大飯町	美山町 上志比村 宮崎村	左記以外の 町村

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
鳥取県							鹿野町 菅野町 三東町 赤伯町 日吉津町	岸本町	日野町 江府町 江瀨町	
島根県				松江市	浜田市 出雲市 益田市	大田市 安来市 東津野町	津江市 玉湯町 赤松町 津和野町 温川町 坂根町 西郷町 西郷町	島根町 鹿保町 八雲町 大田町 仁多町 加茂町 水次町 三津町	島根町 東郷町 八雲町 大田町 仁多町 加茂町 水次町 三津町	左記以外の町村
岡山県		岡山市		倉敷市 日生町	津山市 野田町 玉野町	笠井町 高梁市 新倉町 瀬戸町 山崎町 倉敷市 瀬戸町 金光町	御津町 利和町 長瀬町 山崎町 里山町 美山町 美山町 美山町 美山町 美山町	建部町 寄島町 興津町 作楽町	赤坂町 山崎町 山崎町 山崎町 山崎町 山崎町 山崎町 山崎町 山崎町	左記以外の町村
広島県	広島市 府中町	呉市 廿日町 海田町	東広島市 宮島町	三原市 尾道市 福山市 大竹市	竹原市 府中町 三原市	瀧川町 影島町 津和野町 黒瀬町	佐原町 佐原町 加計町 吉田町	湯来町 千代田町 豊平町	戸河内町 大朝町 久井町 甲山町	左記以外の町村

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
広島県				大野町 川尻町	尾道市 府中町 三原市	河内町 安芸津町 安芸津町 安芸津町 向島町	豊田町 大崎町 大崎町 大崎町 大崎町	甲田町 向原町 瀬戸町 瀬戸町 瀬戸町 瀬戸町 瀬戸町	三良坂町 西坂町	左記以外の町村
山口県		徳山市		岩国市	下関市 山口市 防府市 防府市 防府市 防府市 防府市 防府市 防府市 防府市	宇部市 光柳市 由周市	小野市 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町 美久津町	大和町 大和町 大和町 大和町 大和町 大和町 大和町 大和町 大和町 大和町	左記以外の町村	
徳島県		徳島市		池田町	鳴門市 小松市 阿波市 阿波市 阿波市 阿波市 阿波市 阿波市 阿波市 阿波市	羽ノ浦町 由和町 由和町 由和町 由和町 由和町 由和町 由和町 由和町 由和町	上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町 上勝町	佐那河内村 木沢村 三山町 西祖谷山村	左記以外の町村	

